



卓 話



「はじまった裁判員裁判」

中園 繁克会員

1 今なぜ裁判員裁判なのか
皆さん今日は。会員の中園繁克です。皆さん方の前で話す機会を頂いてありがとうございます。



1.1 私に与えられたテーマは「裁判員裁判」です。この8月3日に東京地方裁判所で全国ではじめての裁判員の参加する裁判が行われました。

裁判官3名を中央に、その両側に3人ずつ計6名の裁判員がひな段の上に着席していました。今まではあのひな段の上は、専門家である裁判官のみが登壇するところでした。そこに一般の市民の方が、6名も登壇しました。裁判員は六法全書にかけて社会の常識をもって臨むと言われています。裁判が市民に開かれたものとなった一頁の始まりでした。

1.2 いにしへの裁判は神聖なものだった。

ちょっとここで、昔のことをふりかえってみましょう。
・古代の裁判は神意の裁判といわれるものでした。たとえば、犯人とされる人に熱いお湯の中に手をつっこんでもらい、その人がやけどをしなければ、神が無罪であることを認めたものとして、釈放されました。これは盟神探湯（くがたち）と呼ばれていました。
・その後、その時の支配者が自らあるいは、その部下に命じて、裁判をやらせていました。
江戸時代の頃には、南町奉行の大岡越前守あたりが活動することになります。この場合、行政も司法も捜査も全く分離していません。

1.3 段々と一般化し、市民の司法参加へ

そして近代化された明治になって、国が国会と内閣と裁判所の三つの権力に分離されました。そして裁判は裁判所で、専門の裁判官によって行われることになりました。これは特権階級ではなく、平等な国民の中の専門家により行われることの始まりでした。

・世界の裁判制度をみてみましょう
イギリスでは、すでに12世紀にヘンリー2世の時代に素人

の参加する陪審制度が開始されています。これがアメリカ等に伝えられています。今日、アメリカでは12名の陪審員のみで有罪、無罪が決められています。

- ・一方ドイツでは、1850年に初めて参審制が導入されました。これは、裁判官3人（又は1人）と素人の参審員2人で裁判を行うものです。
- ・これらはいずれも専門の裁判官ではなく、市民の中から法律について素人の人を裁判に参加させるものです。今流に言えば「市民に開かれた裁判」ということとなります。そしてこの流れが世界的に広がっていきました。日本では、ようやく今年（2009年）に始まったこととなります（実は、戦前1923年、原敬内閣時代に陪審制が導入されていましたが、第2次大戦中に停止されました）。

2 日本では裁判員制裁判という世界で初めてのものとなった

2.1 世界の主要な国においては、陪審制がイギリス、アメリカ等の国で、15ヶ国で、参審制がドイツ、フランス等11ヶ国です。日本だけが、今回これらと異なる裁判員制を採用しました。

2.2 日本の裁判員裁判の特色は次のとおりです。

	裁判員制	参審(ドイツ)	陪審(アメリカ) 民・刑とも
対象事件	死刑等の重罪	全ての刑事	1年以上有期 刑事否認のみ
被告人の辞退	認めない	認めない	認める
市民：裁判官	6人：3人 (or 3人：1人)	2人：3人 (or 1人)	12人：1~3人
市民の任期	1回公判のみ	4年間	1回公判のみ
市民の権限	全て1票	全て1票	事実認定を陪 審員のみで 量刑は裁判官 のみで
取調べ調書	裁判官は読む 員は読まない	裁判官は読む 員は読まない	読まない
立証方法	調書と口頭	調書と口頭	口頭審議のみ
評議	多数決	2/3の多数決	全員一致
上訴	できる	できる	できない

3 市民の司法参加とは何か

3.1 国民主権は憲法により国の形を決める

民主主義とは「人民の 人民による 人民の政治（裁判）」です。国民が主権者として国を治めていくという発想です。従って、裁判もまた、国民が行うとする考え方です。

そして、その国民が国を治める方法等は全て憲法に定めます。この憲法に定めた形どおりに政治を行っていくのが、今日の法治主義の基本です。

3.2 ところが、今の日本国憲法には、裁判は内閣等で任命する裁判官が行うことになっています。

憲法にはどこにも裁判員が裁判を行うことは定められていません。これはとても困った問題です。国の裁判は、主権者である国民が定めた憲法にのっとって行われなければなりません。それなのに、肝心の憲法には裁判員のことを定められていない。

ところが、国は法律で裁判員制裁判を定めて、こともあろうにさっさと実施しているのです。ここのところは、今後も裁判員制裁判が憲法違反が否という議論は続くことになるでしょう。なんだか、憲法9条戦争放棄の条文の論争と似ていますね。

4 刑事裁判の基本を押えよう

今、マスコミで刑事裁判のことがにわかにとり上げられています。私たちは、おもしろくおかしく興味本位でのとり上げ方にまどわされることなく、刑事裁判の骨格をしっかりとして押えておくことが大切です。

4.1 犯罪の成立には次の3つの要件が必要です。

あなたが、ニュースをみるとき、刑事事件にかかわったとき、あなたが裁判員に選ばれたとき、次の3つの要件をしっかりと吟味してみましょう。その前提として、そもそも何を処罰しようとしているかを考えてみるのが、肝要です。

①犯人の行った行為についてなのか、②犯人の悪い心なのか、③犯人の本来的な人格なのか、これはとても難しい問題ですが、とりあえず次のように考えて先に進みたいと考えます。

犯罪を犯したと疑われている人が、例えば①人を殺したことについて処罰する。②人を殺したとしても、自分の命を守るためにやむを得ず殺してしまったときは、その罪を問わない。③人を殺すというその悪い心（故意）について処罰する。これがないとき、例えば石をなげたらたまたま草むらにしゃがんでいた人の頭に当たって死んだような時は、悪い心がなく殺人罪は適用しない。こんなことから、犯罪が成立するには次の3つの要件が必要とされています。

① 構成要件該当性

これは殺人の場合、ほんとうに、生きてる人を死亡させたかを吟味するものです。すでに死んでいる人や、人でないものを殺しても殺人罪の要件（構成要件）にはあたらない（該当しない）のです。

② 違法性があるか

人を殺すことは一般に悪いこと（違法）です。しかし、相手が力で切りかかってきたので、自分の命を守る為、

やむなくその頭をぶんなぐったら相手が死んじゃったという場合は、その人が悪いこと（違法なこと）をしたとはとうてい言えません。このような場合は、いわゆる正当防衛として社会的には許される行為とされています。このように違法を免れる理由があるか否かを、吟味することが大切です。

③ 有責性はあるか（故意、過失）

これは①+②の要件があったとしても、その人が行ったことについて、その人を処罰（たとえば死刑）をしてよいかという吟味です。

これはその人の悪い心を罰しようとするものですから、その人に悪い心がなければいけません。人を殺そうという悪い心は、これを故意（こい）といっています。音は同じで恋とは大違いです。この悪い心があるという為には、その人によし悪しの判断ができることが前提ですね。この善悪の判断力のない状態のことを、心神喪失といっています。よく精神鑑定をするといわれているのがこれです。その人が犯行を行うときに心神喪失の状態にあればその人に悪い心はなく、その人に殺人の罪を負わせることはできなくなります。

以上の①+②+③が備わったときにはじめて、犯罪が成立し、その人に罪を問うことができます。即ち有罪となります。

5 有罪ならその被告人の刑を決める（量刑）

その人の犯行の動機、犯行は計画的か、被害者との関係は、被害者側との示談が成立したか、被害感情の強さは、被告人の前科、前歴、家庭環境、職業があるか、改悔しているか、再犯のおそれはあるか。等の事情を総合して、何年の刑にするか、執行猶予をつけるかを検討することになります。これはとても難しい。確かな基準もありません。結局は裁判員の良心によるほかはないところでしょう。

6 あなたが裁判員に選ばれたら

あなたが裁判員に選ばれるときは、既にマスコミで報道され、色んな情報が飛びかかっているところです。そこで次のことに心がけて裁判に臨まれることをお勧め致します。

6.1 マスコミの報道を一切忘れる

刑事裁判は、検察官が起訴状において主張している事実があるか否かを審理していくものです（これを起訴状一本主義と呼んでいます）。従って、裁判員は被告人の犯罪について、この起訴状のほか一切の情報を自らたち切ることが必要です。起訴状から得られる情報をあなたが抱いておれば、あなたは審理により検察官から提供される情報以外のものを勝手にもち込んで審理に当ることになります。これは法律の定めない違法な情報により被告人を裁くことにより、法の禁じるところです（予断排除といえます）。

6.2 自分の経験の一切を忘れる

同じことは、自分の経験についてもあてはまります。その経験した情報は、検察官が法廷に提出した情報ではありません。しかし、あなたの身についてしまっている情

報でこれを切断してしまうことはできません。

そこで、たとえばあなたの近親者が殺害された経験を持っていたとしましょう。これはとてもつらい、むごい消しようのない記憶です。しかし、この経験についてのこだわりから、できうる限り抜け出し、可能な限り平穏な気持で、目前で審理されている殺人事件の審理に当るという公平、無私な心構えが、強く要請されます。

6.3 検察官、弁護人、被告人の言い分を、ただ虚心に聞く—自由心証主義—

事件は過去に起った事柄です。あなたはもはや、その時の、その現場に立ち会うことは、とうていできません。ドラえもののポケットから、タイムマシンを出してもらいたいとヨク思う。

この事件を事後的に、この世に残った痕跡の中から、どんなことが真実なのかを推定していくことになります。残された物（ナイフ、こん棒、紙きれ、血こん…）等は全て今の現状でしかありません。すでに変化しています。

人の記憶も当時のものではありません。全て変化しています。ここが、過去の事実の真相解明にとって、常に心がけておかなければならないところです。そのためには一切のこだわりから離れ、虚心になって、残された物と残された記憶の誤りを見て触り、そして聞くことが、とても大切なこととなります。

よく見れば 葉陰に梅の 朝ぼらけ — 証拠をどう評価して信じるに迫るか、そこには強制されるべき何の法制もありません（これを自由心証主義といいます）。自らの良心に従い、心に映したことに素直にしたがっていくことが最良です。

6.4 そして自分の意見をまとめる。

こうして、心に映じたことを自分の意見としてまとめます。そして、他の裁判員、裁判官と率直に意見の交換をします。あなたの素人としての常識と良心こそ大切なのです。自分は素人でわからないなどと妙な謙遜はご無用です。そして、皆さんの意見もまた謙虚に聞き、結論へ

と辿って行って下さい。

6.5 秘密の厳守

裁判員自身については、裁判を公正、公平な裁判を行うために、そのプライバシーに関する情報（個人の氏名、住所、勤務先等）は一切、秘匿されます（裁判員法101条、102条）。裁判員も、裁判という重要な作用に関与する立場から、裁判員等による評議（法廷での証拠調等が終わった後、有罪か否かや量刑を決める会合）に関する情報を漏らしてはならないと禁止されています（もし、これに反すれば6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます、裁判員法80、102条）。

裁判員は、この秘密を一生胸にしまったまま過ごすこととなります。酒を飲んでついうっかり、ということのないように注意が必要です。

7 従業員が裁判員に選ばれたら

あなたの会社の従業員が裁判員の職務を行うため、又は、裁判員等選ばれたという理由で休暇を取得した場合、会社は、これを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないとされています（裁判員法100条）。

どのような取扱いが必要かについては、「裁判員制度にかかる労務管理の留意点について」の掲載されている最高裁判所のホームページを参照して下さい。

(<http://www.saibanin.courts.go.jp/index.html>)

不利益な取扱いとは、このことを理由として解雇する、左遷する、給与を下げたり昇級させない、職務の評価を下げる等のことが該当します。

休暇を有給とするところは義務づけられていませんが、有給とすることが望ましいところでしょう。

8 わが国で世界に比例のない裁判員制裁判がはじまりました。これで、私たちはよりよい社会にしていけるのか否か、皆の得心のいく裁きができるのか否かが、今後問われ続けていくこととなります。ご精進を！